

測量法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（抄）	1
測量法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十五号）（抄）	4
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）	5
測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）	7

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

（測量の基準）

第十一条 基本測量及び公共測量は、次に掲げる測量の基準に従つて行わなければならない。

- 一 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により、直角座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標で表示することができる。
 - 二 距離及び面積は、第三項に規定する回転楕円体の表面上の値で表示する。
 - 三 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。ただし、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院の長の承認を得たときは、この限りでない。
 - 四 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。
- 2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならない。
 - 3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。
 - 一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。
 - 二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。
 - 三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

（損失補償）

第二十条 第十六条、第十七条又は第十八条の規定による植物、かき若しくはさく等の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を生じたときは、政府は、その所有者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額について不服があるときは、政令の定める手続により、その金額の通知を受けた日から一月以内に、土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

（測量成果の公開）

第二十八条 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めようとする者は、国土交通省令の定める手続により、これをしなければならぬ。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（基本測量に関する規定の準用）

第三十九条 第十四条から第二十六条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは、「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは、「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

(測量成果の保管及び閲覧)

- 第四十二条 第二十七条第三項の規定は、第四十条第一項の測量成果の写及び同条第二項の測量記録の写に準用する。
- 2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写及び測量記録の写の閲覧及びその謄本又は抄本の交付に準用する。
- 3 測量計画機関は当該機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管を国土地理院の長に委託することができる。

(届出)

- 第四十五条 第六条の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、国土交通大臣及び国土地理院の長に対して第四十六条に規定する権限を行使するために必要な情報を提供するためなされるものであつて、国土交通大臣は、いかなる場合においても、当該届出に係る測量の実施を妨げてはならない。

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

- 一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者
- 五 国土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者
- 三 前条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 国土地理院の長が行う測量士補試験に合格した者

(一括下請負の禁止)

第五十六条の二 測量業者は、いかなる方法をもつてするかを問わず、その請け負った測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者

から当該他の測量業者の請け負った測量を一括して請け負ってはならない。

- 2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。
- 3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(下請負人の変更請求)

第五十六条の四 注文者は、測量業者に対して、測量の実施につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(参考人の費用)

第五十八条 第五十七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

別表第一(第五十一条の四関係)

項	測量に関する科目
一	測量に関する法規
二	測量に関する数学
三	測量に関する情報処理
四	測量学概論
五	三角測量
六	多角測量
七	汎地球測位システム測量
八	水準測量
九	地形測量
十	写真測量
十一	地図編集
十二	応用測量
十三	その他の測量関連科目

二	
一	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
二	測量に関する基礎理学
三	測量に関する基礎工学
四	測地測量
五	地形測量
六	写真測量
七	地図編集
八	応用測量
九	地理情報システム
十	測量に関する課題研究
十一	測量に関する表現技術
十二	測量実務

測量法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十五号）（抄）

第二十条第一項中「、第十七条又は第十八条」を「から第十八条まで」に、「かき」を「垣」に、「生じたとき」を「受けた者がある場合において」に、「所有者に対して、相当の価額により、その」を「損失を受けた者に対して、通常生ずべき」に改め、同条第二項中「ついで削り、」ときは、政令の定める手続」を「場合においては、政令で定めるところ」に改める。

第二十八条第一項中「又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは」を「及び測量記録の謄本又は」に、「求めよう」を「受けよう」に、「の定める手続」を「で定めるところ」に、「これをしなければ」を「国土地理院の長に申請をしなければ」に改め、同条第二項中「、謄本」を「謄本」に、「を求めよつと」を「の申請を」に改める。

第三十九条中「第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで」を「第二十一条第一項及び第二十三条」に、「あるのは「測量計画機関の長」と、」を「あり、並びに」に、「それぞれ」を「第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二十二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二條及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二條中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」とに改める。

第四十二条の見出し中「測量成果」の下に「の写し」を加え、同条第一項中「第二十七条第三項の規定」を「国土地理院の長」に、「写及び」を「写し及び」に、「写に準用する」を「写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならぬ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

第四十二条第三項中「当該機関」を、「当該測量計画機関」に改め、「保管」の下に「並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申請の受理に関する事務」を加える。

第四十五条を第四十六条とし、第三章第一節中第四十四条の次に次の一条を加える。

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果)

第四十五条 第二十七条第一項の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果について、同条第三項及び第二十八条の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「国土地理院の長」と、「官報で公告しなければ」とあるのは「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」と読み替えるものとする。

2 第四十条から第四十二条までの規定は、国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録については、適用しない。

第五十六条の二第三項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

第五十六条の三中「以下」を「第五十七条第二項第四号及び」に改める。

第五十六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百十九号）（抄）

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十四条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をする必要とする者を含む。以下この条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 事業の種類
- 四 損失の事実
- 五 損失の補償の見積及びその内訳
- 六 協議の経過
- 4 第十九条の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第九十四条第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。
- 5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。
- 6 第五十条及び第五章第二節（第六十三条第一項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第五十条第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四条第八項の規定による裁決」と、第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項」とあるのは「第九十四条第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第二項」と、第六十五条第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）」と読み替えるものとする。
- 7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。
- 8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請書及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準用する第六十二条第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。
- 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三条第二項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴えを提起しなければならない。
- 10 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に掲げる債務名義とみなす。
- 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

12 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第二条の二）
 - 第二章 基本測量及び公共測量（第三条 第九条）
 - 第三章 測量士及び測量士補の登録（第十条 第十六条）
 - 第四章 試験（第十七条 第二十五条）
 - 第五章 測量業者（第二十六条 第二十九条）
- 附則

（日本経緯度原点及び日本水準原点）

第二条 法第十一条第一項第四号に規定する日本経緯度原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。

一 地点 東京都港区麻布台二丁目十八番一地内日本経緯度原点金属標の十字の交点

二 原点数値 次に掲げる値

イ 経度 東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九

ロ 緯度 北緯三十五度三十九分二十九秒一五七二

ハ 原点方位角 三十二度二十分四十四秒七五六（前号の地点において真北を基準として右回りに測定した茨城県つくば市北郷一番地内つくば超長基線電波干渉計観測点金属標の十字の交点の方位角）

2 法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。

一 地点 東京都千代田区永田町一丁目一番地内水準点標石の水晶板の零分画線の中点

二 原点数値 東京湾平均海面上二十四・四一四〇メートル

（長半径及び扁平率）

第二条の二 法第十一条第三項第一号の政令で定める値は、次のとおりとする。

一 長半径 六百三十七万八千三百三十七メートル

二 扁平率 二百九十八・二五七二二二二〇一分の一

第二章 基本測量及び公共測量
（損失補償に関する申請書）

第三条 補償金額について不服がある者が法第二十條第二項(法第三十九條において準用する場合を含む。)(の規定によつて収用委員會の裁決を求めようとする場合においては、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九號)第九十四條第三項の規定による裁決申請書には、同項各号の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 損失を受けた植物、かき、さく、土地、樹木、工作物等(以下「工作物等」という。)(の所有者の住所及び氏名)
- 二 工作物等の表示及び所在
- 三 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
- 四 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した日
- 五 不服の理由並びに補償されるべき金額の見積及びその算出の基礎
- 六 前各号に掲げるものの外、工作物等の所有者が必要と認める事項

第四条から第八条まで 削除

(測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料)

第九条 法第二十八條(法第四十二條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者が納めるべき手数料の額は、別表のとおりとする。

第四章 試験

(測量士試験)

第十七條 法第五十條第五号に規定する測量士試験は、同條第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左の各号に掲げる科目について実施する。

- 一 三角測量(網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。)
- 二 多角測量(三角点間を連絡する程度の測量とする。)(及び水準測量)
- 三 地形測量(トランシットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)
- 四 写真測量(図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)
- 五 地図編集(地図の投影を含むものとする。)
- 六 応用測量

(測量士補試験)

第十八條 法第五十一條第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、左の各号に掲げる科目について実施する。

- 一 三角測量作業(三十秒読み程度のトランシットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。)
- 二 多角測量作業(一分読み程度のトランシットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。)(及び水準測量作業(感度四十秒程度の水準

- 儀を用いる観測及びこれに伴つ計算の作業とする。)
- 三 地形測量作業(平板、コンパス、トランシット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)
- 四 写真測量作業(図解法及び機械法による作業とする。)
- 五 地図編集(地図の投影を含む作業とする。)
- 六 応用測量作業

第十九条 削除

第五章 測量業者

(一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第二十八条の二 注文者は、法第五十六条の二第三項の規定により同条第二項の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)(をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第三項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。)

2 (略)

(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第二十八条の三 注文者は、法第五十六条の四第二項の規定により同条第一項ただし書の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)(をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者(次項において「下請負人選定者」という。)(に対し、その用いる同条第二項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。)

2 (略)

(参考人に支給する費用)

- 第二十九条 法第五十八条の規定により、参考人が請求することができる旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の定めるところによる。

- 2 法第五十八条の規定により、参考人が請求することができる手当は、一日につき千円とする。